

議案第51号 説明資料

幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例 (平成21年3月25日 条例第10号)</p> <p>(設置) 第1条 幕別町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、<u>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、幕別町次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）</u>を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) <u>法第8条に規定する市町村行動計画の策定に関すること。</u> (2)及び(3) 略 (4) <u>前3号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進のために必要なこと。</u></p> <p>(組織) 第3条 地域協議会は、<u>10人以内の委員</u>をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 略</p>	<p>○幕別町次世代育成支援対策地域協議会条例 (平成21年3月25日 条例第10号)</p> <p>(設置) 第1条 幕別町における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、<u>幕別町次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）</u>を設置する。</p> <p>(所掌事務) 第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) <u>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画の策定に関すること。</u> (2)及び(3) 略 (4) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。</u> (5) <u>前4号に掲げるもののほか、次世代育成支援対策の推進のために必要なこと。</u></p> <p>(組織) 第3条 地域協議会は、<u>15人以内の委員</u>をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (1) 略 (2) 子育て支援関係団体に属する者 (3) 教育関係者</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(2) 公募による者 3 略</p> <p>第4条～第7条 略</p>	<p>(4) 保健福祉関係者 (5) 商工団体に属する者 (6) 公募による者 3 略</p> <p>第4条～第7条 略</p>